

令和5年度法務省委託人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」を使用した広報に関する留意事項

- 1 YouTube（インストリーム広告）
 - (1)「YouTube TrueView」による動画広報とする。
 - (2) 動画視聴完了数は下記の回数以上を満たすものとする。なお、各映像（全9種）、同数程度の視聴完了数であることが望ましい。
6万回

- 2 映像
下記ウェブページに掲載されている動画（全9種）を使用すること。
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00233.html

- 3 広報時期
以下を想定。
令和5年11月27日（月）～12月10日（日）
※ 令和5年12月4日（月）～10日（日）の人権週間を中心に展開すること。